

平成30年度横浜市中央卸売市場費会計予算

平成30年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,516,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 423,600
	1 負担金	423,600
2 使用料及び手数料		1,423,594
	1 使用料	1,423,593
	2 手数料	1
3 財産収入		477,716
	1 財産運用収入	477,715
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		857,710
	1 一般会計繰入金	857,710
5 繰越金		313,933
	1 繰越金	313,933
6 諸収入		408,063
	1 雑収入	408,063
7 市債		612,000
	1 市債	612,000
歳 入 合 計		4,516,616

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		千円 4,516,616
	1 運 営 費	2,282,339
	2 施 設 整 備 費	1,959,810
	3 公 債 費	272,467
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		4,516,616

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中央卸売市場本場特別 高圧設備更新業務委託契約の 締結に係る予算外義務負担	平成 31 年度	限 度 額 560,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部施設整備費	千円 612,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成30会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0以内%	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	612,000			